

メディアス FM 放送番組審議会規定

知多メディアスネットワーク株式会社

(設置) 第1条

知多メディアスネットワーク株式会社(以下「当社」という。)は、法令(放送法第3条の4)の定めに基づき、メディアスFM番組審議会(以下「当会」という。)を設置する。

(目的) 第2条

この規程は、メディアスFMの放送番組の改善及び向上を図るために、当会が議事を円滑に進め審議することを目的とする。

(組織) 第3条

当会は、愛知県東海市内に居住する有識者により構成する。

当会は、委員7名以上で構成し、委員から委員長を1名選出する。

当会委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。

(会議の成立) 第4条

当会は、委員総数の2分の1以上に当たる委員の出席によって成立する。

当会は、原則として隔月1回以上開催する。

当会へは、当社から番組編成に係る責任者及び担当者を出席させることができるものとする。

(諮問事項) 第5条

当会は、当社の諮問に応じて、次の事項について審議し、その結果を社長に答申する。

1. 放送番組基準の制定、または変更に関する事項
2. 放送番組の構成に関する基本計画の制定、または変更に関する事項
3. その他、当会の目的達成のため必要と認められる事項

(意見具申) 第6条

当会は、当社の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議し、これに関し当社に意見を述べることができる。

(必要措置) 第7条

当社は、当会から出された意見を尊重し、必要な措置を講じなければならない。

(放送内容の保存) 第8条

当会は、法令の定めるところにより、当社に対し必要と認める放送番組の内容の保存を要求することができる。

(事務局) 第9条

当会の事務を処理するために、当社制作部内に事務局を置くこととする。

(その他) 第10条

この他、当会の運営は、放送法第3条の4の規程に基づくものとする。

附 則 この規程は、平成18年12月1日から施行する。